

二本松市電子入札システム
導入及び運用業務委託

仕様書

令和7年4月

二本松市

目次

第一章 基本事項	1
1. 業務概要	1
2. 契約及び期間等	1
3. 業務範囲	1
4. 検収完了	1
5. 業務履行場所	1
6. 支払い条件	2
7. その他	2
第二章 電子入札システム導入業務	3
1. 初期環境構築作業	3
2. 提供機能	4
2. 1. 電子入札システムに係る機能	4
2. 2. 入札情報公開システムに係る提供機能	5
2. 3. 運用管理システムに係る提供機能	5
第三章 電子入札システム運用業務	6
1. 基本システム	6
2. セキュリティ対策	6
3. 予定調達件数	6
4. システム稼働時間	6
5. ヘルプデスクの設置	7
6. 成果物及び納期等	7
7. 業務ピーク時のレスポンス保証	7
8. データの保管期間	7
9. 連絡体制	7
10. システム保守	8
11. 提供者の運用保証期間	8
12. その他	8

第一章 基本事項

1. 業務概要

本業務は、二本松市（以下、「本市」という。）の入札・契約業務における公平性・透明性確保の一層の促進、利便性の向上等を目的とし、一般財団法人日本建設情報総合センター（以下「JACIC」という。）と財団法人港湾空港建設技術サービスセンター（以下「SCOPE」という。）が共同開発した電子入札コアシステム（以下「コアシステム」という。）を利用し、電子入札を実施するため、システムのアウトソーシングサービス（以下「電子入札サービス」という。）の提供を受けるものである。

なお、コアシステムについては、本市が JACIC/SCOPE と別途契約し、提供する。

2. 契約及び期間等

（１）電子入札システム導入業務（令和７年度）

契約締結の日から令和７年１１月２８日まで

（２）電子入札システム運用業務（令和７年度～）

本市電子入札システムのサービス開始期間を令和７年１２月１日～とし、実際の電子入札実施日については、後日決定する。

3. 業務範囲

本件業務はこの仕様書に記載する範囲とする。ただし本仕様書に記載がない事項であっても、本システム導入、運用にあたり、受託者が「企画提案書」において提案した事項及び社会通念に照らし本業務の履行において必要不可欠と判断される事項については、本業務の範囲に含むものとし、本仕様書で特に負担者又は負担方法を定めている場合を除き、全て受託者の負担で実施するものとする。

なお、上記の範囲を超えた仕様の追加や変更が必要な場合は、費用負担等を含め、本市及び受託者双方が協議の上、決定するものとする。

4. 検収完了

「電子入札システム」の運用開始及び文書による成果物を納品するに当たっては、本市による運用試験を実施し、システムの動作及び設定に問題がないことを条件とする。

なお、運用試験のシナリオ及びデータは本市が作成する。

5. 業務履行場所

二本松市総務部財政課

6. 支払い条件

電子入札システム導入業務（令和 7 年度）

完成払とし、検収完了後、請求を受けた日から起算して 30 日以内に業務委託料を支払うこととする。

7. その他

電子証明書及びカードリーダーは、本市が別途調達するものとする。

第二章 電子入札システム導入業務

1. 初期環境構築作業

初期環境構築にあたっては、以下の作業を本市職員に対し、支援すること。

（1）概要説明等

- ・サービスの概要説明を行うこと。
- ・操作マニュアルを提供すること。
- ・サービスを利用するために必要なデータ（コードマスタ、業者マスタ、連携データ等）の準備に関する説明を行うこと。
- ・関係例規の改正等の適切な事務支援を行うこと。

（2）データチェック等

- ・サービスを利用するために必要なデータ（コードマスタ、業者マスタ、連携データ等）の準備にあたって、様式の提供等の支援を行うこと。
- ・本市の職員が作成したコードマスタ、業者マスタ、連携データ等についてチェックを行い、修正に関する支援を行うこと。

（3）システム連携等（既存契約管理システムとの連携）

- ・既存契約管理システム「IPKNOWLEDGE Ver. 3」（システム提供事業者：㈱エフコム）とのデータ連携を行えるようにすること。
- ・連携に必要な情報について、CSV ファイルによるデータアップロード及びダウンロードできる機能であること。
- ・既存契約管理システムの改修については、本業務に含めないが既存契約管理システム側で改修するための連携インターフェースを提供すること。

（4）システムセットアップ

- ・組織名称やロゴマークの作成

- ・コードマスタ等セットアップ
- ・初期業者マスタセットアップ

(5) 職員向け操作説明会の実施

- ・本市の会議室等において、実機を利用した操作説明会を1回以上実施すること。

(6) 受注者向け研修会の支援

- ・開催する受注者向け研修会（本市の会議室等において開催予定）について、説明資料の作成及び開催会場への説明員派遣等の支援を行うこと。
- ・開催回数は2回以上とする。

(7) 実証実験

- ・インターネットに接続し、実際の電子入札を行う環境下においてシステムの稼働状況を確認する実証実験を行うこと。なお、詳細は次のとおりとする。

① 事前打ち合わせの実施

② 実証実験の基本計画の作成

③ 実証実験の概要説明

④ 内容

ア) 本市が選定した業者参加の下、過去の開札済み案件で5件程度実施するものとする。

イ) 実際の入札と同等の環境で実施するものとする。

ウ) 案件の登録から入札、開札、結果の公開までの一連の流れを確認するものとする。

エ) 実証実験は、技術者が立会いの下、原則として、対象案件を同時に実施することを想定するものとする。実施の日程等は協議による。

(8) 実証実験アンケートの実施支援

- ・実証実験アンケートの様式の提供及び結果集計を行うこと。

(9) 実証実験報告書の作成

(10) 成果物及び納期等

本契約に関する受託者の本市に対する成果物は下表のとおりとする。

	成果品名	部数	形態	納期
1	サービス仕様書（工程表含む）	1部	電子ファイル	契約締結後初回打合せまで

2	打ち合わせ議事録、進捗管理表	1 部	電子ファイル	打ち合わせ実施後 1 週間以内
3	本市職員用操作マニュアル (ユーザー用マニュアル)	1 部	電子ファイル	操作研修実施時まで
4	入札参加業者用操作マニュアル (ユーザー用マニュアル)	1 部	電子ファイル	説明会実施時まで
5	実証実験計画書	1 部	電子ファイル	実証実験実施時まで
6	実証実験結果報告書	1 部	電子ファイル	実証実験終了後
7	業務完了報告書	1 部	電子ファイル	業務完了時

2. 提供機能

2. 1. 電子入札システムに係る機能

(1) 提供機能

電子入札システムについて、様式 2-4「機能要件確認一覧表」の機能が利用可能であること。もしくは、他機能、カスタマイズ及び運用提案等により、代替機能の提案が可能であること。

(2) 提供入札方式

入札方式について、様式 2-4「機能要件確認一覧表」の入札方式すべてに対応していること。但し、本市が採用している入札方式のみを表示し、他の方式は必要に応じて、速やかに利用が可能なこと。また、各入札方式の名称変更が可能なこと。

※最低制限価格制度又は低入札価格調査制度、及び総合評価落札方式に対応すること。

※事後審査型条件付き一般競争入札においては、入札をする前に参加の意思を示す行為（いわゆる、事前申請）を行う方法、行わない方法の 2 通りの手続に対応すること。

※予定価格、最低制限価格、低入札調査基準価格の公表時期の設定ができること。

※工事/建設コンサルタントの随意契約では、提出意思確認の提出可否を選択できること。

2. 2. 入札情報公開システムに係る提供機能

入札情報公開システムは、電子入札コアシステムに含まれないため、受託者自らが自治体・官公庁に導入実績のあるシステムを提供すること。

(1) 提供機能

入札情報公開システムについて、様式 2－4「機能要件確認一覧表」の機能が利用可能であること。もしくは、他機能、カスタマイズ及び運用提案等により、代替機能の提案が可能であること。このほか、受託者において標準的に備えているものも含む。

(2) 公開項目

各機能の主な公開項目は以下の通りとすること。

① 発注見通し

入札種別、入札件名、履行場所（工事の場合）、履行期間、調達概要、発注予定時期、備考

② 入札公告

入札種別、入札件名、契約管理番号、入札日（または開札日）、備考、添付ファイル

③ 落札公告（入札経過・結果）

入札種別、入札件名、契約管理番号、入札日（または開札日）、落札業者、落札金額、備考、添付ファイル

2. 3. 運用管理システムに係る提供機能

(1) 提供機能

運用管理システムについて、様式 2－4「機能要件確認一覧表」の機能が利用可能であること。もしくは、他機能、カスタマイズ及び運用提案等により、代替機能の提案が可能であること。既存契約管理システムとの連携に必要な情報について CSV ファイルによるデータアップロード及びダウンロードができること。

第三章 電子入札システム運用業務

電子入札システムのサービスを提供するにあたり、以下の運用保守を行うこと。

1. 基本システム

- (1) コアシステムのバージョンは V6 R4 以上を基準に運用することとし、JACIC/SCOPE から改訂版の提供があった時には、速やかにバージョンアップを実施すること。
- (2) サービスの安定運用に向け必要な措置を講じること。

2. セキュリティ対策

(1) 施設に関するセキュリティ対策

本サービスを提供するデータセンタは、地震対策、電源設備として停電時の対策としての CVCF 装置/自家発電装置の対策を講じていること。

(2) データ・システムに関するセキュリティ対策

データ及びシステムに対する保護対策(外部からの不正アクセス防止・不正ファイル操作防止・不正持ち出し防止・ウイルス対策・SSL 通信等)を講じていること。

(3) 運用監視方法

運用環境の稼働監視体制、重大な障害に対するリスク回避対策等の措置を講じていること。

3. 予定調達件数

以下の予定調達数量を問題なく運用できる環境を用意すること。

調達区分	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 1 0 年度	令和 1 1 年度	合計
工事	3 0 件	1 0 0 件	1 0 0 件	1 0 0 件	1 0 0 件	4 3 0 件
コンサル	5 件	3 0 件	3 0 件	3 0 件	3 0 件	1 2 5 件
物品/役務/修繕	0 件	0 件	2 5 0 件	2 5 0 件	2 5 0 件	7 5 0 件

※予定件数であり、年度によって件数が増減する可能性がある。

※物品/役務/修繕は将来的に利用想定する。

当面の間、紙での持参入札方式を継続するが、運用業務委託期間中に電子入札に移行する可能性がある。移行した場合は、年間件数 2 5 0 件程度を想定しているので対応できるシステムとすること。

4. システム稼働時間

各システムは以下の通り稼働させること。

- ① 電子入札システム(発注者) 平日 8:00 から 22:00 まで
- ② 電子入札システム(受注者) 平日 8:00 から 22:00 まで
- ③ 入札情報公開システム(発注者) 平日 8:00 から 22:00 まで
- ④ 入札情報公開システム(受注者) 平日 6:00 から 23:00 まで
- ⑤ 運用管理システム(発注者) 平日 8:00 から 22:00 まで

※土日・祝日及び年末年始は、定期メンテナンスでサービス停止として差し支えない。

※データバックアップは、システム利用可能時間外に実施、システム稼働に影響を与えないものとする。

※受託者による標準稼働時間が上記と異なる場合、利用可能時間に上記時間帯が含まれていれば、システム標準稼働時間でのサービス提供として差し支えない。

5. ヘルプデスクの設置

本市職員、入札参加者向けに、システム専用のコールセンター（ヘルプデスク）の窓口を開設すること。運用時間帯は、平日（土日・祝日を除く）９：００から１７：３０まで（１２：００から１３：００までを除くことができる）とすること。

6. 成果物及び納期等

利用実績を以下の通り、報告すること。

	成果品名	部数	形態	納期
1	システム利用実績一覧	1部	電子データ	翌月10営業日まで
2	ヘルプデスク問合せ一覧 (発注者・受注者別)	1部	電子データ	翌月10営業日まで

7. 業務ピーク時のレスポンス保証

業務ピーク時でも以下の条件でレスポンスを保証すること。

1 開札あたり20業者の参加案件に対して、完全ICカードによる開札処理時間（一括開札処理～落札者決定通知書発行完了まで）は5分以内とする。ただし、社内LAN回線及びインターネット利用回線の混雑状況によりレスポンスの保証ができない場合については、別途協議とする。

8. データの保管期間

電子入札システムに登録したデータは当年度を含め5年度分をデータベースに保管すること。

保管期間を経過したデータについては本市の確認をもって削除すること。

9. 連絡体制

(1) 通常時の連絡方法等

原則として、平日の９：００から１７：３０において、本市との間で本業務に係る連絡・調整等に迅速に対応可能な体制を整備すること。

(2) 現地派遣

本業務の円滑な遂行のうえで必要と判断した場合、本業務の管理技術者、現場作業責任者、あるいは業務内容を把握した代理担当者（以下、「管理技術者等」という。）を必要な場所に派遣しなければならない。

なお、管理技術者等の現地派遣が必要となった場合、迅速に対応しなければならない。

(3) 緊急時の連絡体制等

業務時間外（平日の９：００から１７：３０を除くすべての時間）において、本市が緊急に連絡調整を必要とする場合、速やかに本市との連絡をとれる体制を整備すること。

10. システム保守

各システムの保守として以下の内容を実施すること。

- ・制度改正への対応をすること。
- ・コアシステムが最新OSと最新ブラウザに対応した場合には、速やかに動作検証を行い、電子入札サービスでも利用可能とすること。
- ・JACICよりコアシステムの追加機能、変更機能モジュールが提供された場合は、本市と協議の上対応すること。
- ・組織名、部署名の変更については、本業務内で対応すること。
- ・データバックアップ及びリストア作業が必要な場合は対応すること。

11. 提供者の運用保証期間

(1) 提供者は、サービス開始より最低５年間の運用を保証すること。

(2) 万が一当該事業を撤退する場合には、本市への負担軽減を最大限に考慮し、他のコアシステムサービス提供者への引継ぎが容易にできること。

12. その他

(1) 本市環境としてインターネット回線経由でシステム利用ができること。

(2) コアシステム対応民間電子認証局発行の電子証明書に対応すること。また、LGPKIの電子証明書についても利用可能であること。

(3) 業務の遂行上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

(4) 電子入札運用開始後、受託者の責任に帰すべき事由（本業務内でのカスタマイズ等が対象）による不良箇所が発見された場合は、速やかに必要な措置を講じることとし、これにかかる費用はすべて受託者の負担とすること。